

西宮市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、重度障害者等が発語困難等により入院時に医療従事者との意思疎通を十分に図れない場合に、本人との意思疎通に熟達した者をコミュニケーション支援員（以下「支援員」という。）として派遣することにより、医療従事者とのコミュニケーションの円滑化を図ることを目的として行う西宮市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象者)

第2条 本事業による支援（以下「コミュニケーション支援」という。）の対象者（以下「支援対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に規定する重度訪問介護（法第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。以下同じ。）の対象者である者
- (2) 法19条の規定に基づき、現に重度訪問介護又は居宅介護（法第5条第2項に規定する居宅介護をいう。以下同じ。）の支給決定を受け、当該サービスを利用している者
- (3) 発語困難等により意思の伝達が困難な者（元来意思疎通が不可能な者を除く。）
- (4) 単身者の世帯又はこれに準ずる世帯
- (5) 入院先の医療機関からコミュニケーション支援員の受入れの承諾を得ている者
- (6) 法第21条第1項に規定する障害支援区分6の者が利用できる重度訪問介護による入院中のコミュニケーション支援の対象者ではないこと

(事業内容)

第3条 本事業は、支援対象者が、入院時において医療従事者との意思疎通が円滑に行えるよう支援員を派遣することにより行うものとする。

- 2 支援員は、支援対象者との意思疎通に熟達した者で、支援対象者が現に居宅で利用している指定障害福祉サービス事業者の従業者である者とする。
- 3 本事業の対象とする期間は、原則として1回の入院につき入院日から起算して30日までとする。支給量は200時間以内とし、1日あたりの利用時間は、入院から当初10日間は8時間以内、11日目以降は6時間以内とする。また、31日目以降においてもなお医療従事者との意思疎通に支援を要する状態であることが、第8条に定める変更申請により認められた場合には、さらに必要と認める日数の利用を認める。ただし、特に西宮市長（以下「市長」という。）が必要と認める場合を除き、入院日から通算して90日を超えることはできない。
- 4 本事業は、入院時における医療従事者との意思疎通の円滑化を図る支援以外のサービスは対象としない。

(申請)

第4条 入院が決定し、又は入院が想定される支援対象者でコミュニケーション支援を受けようとする者は、「西宮市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業支給申請書」

(様式第1号)により、市長に申請しなければならない。

(支給決定)

- 第5条 市長は、前条の申請を受理したときは、速やかに、対象要件となる事項を確認の上、コミュニケーション支援の要否を判定し、支給又は却下の決定を行い、「西宮市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業支給決定通知書」(様式第2号)又は「西宮市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業却下決定通知書」(様式第3号)により申請者に通知しなければならない。
- 2 市長は、申請者の入院が決定している場合において本事業の支給決定を行うときは、支援が必要となる期間及び支給量と第4条第3項に規定する支給期間及び支給量と比較して、いずれか少ない方を支給期間及び支給量として決定するものとする。
- 3 市長は、申請者の入院が想定される場合において支給決定を行うときは、第4条第3項の規定に関わらず、支給期間は10日以内、支給量は80時間以内とすることができる。
- 4 第1項の決定までに要する日数は、市長が申請を受理した日から概ね30日以内とする。ただし、市長は、当該申請に係る要件等に確認について日数を要することその他特別な理由がある場合には、申請を受理した日から30日以内に、申請者に対し、なお要する日数及びその理由を通知し、これを延期することができる。

(利用手続)

- 第6条 前条の規定により支給決定を受けた者(以下「支給決定障害者」という。)は、コミュニケーション支援事業を受けるためには、「西宮市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業支給決定通知書」に記載されている利用事業者と、利用契約を締結しなければならない。

(支給決定の変更)

- 第7条 支給決定障害者は、支給期間・支給量・利用事業者その他の決定内容について変更を必要とするときは、「西宮市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業変更申請書」(様式第4号)により、市長に申請することができる。
- 2 市長は、前項の申請があった場合において変更が必要であると認めるときは、変更の決定を行うことができる。
- 3 市長は、前項の決定を行ったときは、「西宮市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業変更決定通知書」(様式第5号)により申請者に通知しなければならない。

(支給決定の取消)

- 第8条 市長は、次に掲げる場合には、当該支給決定を取り消すことができる。
- (1) 支給決定障害者が、コミュニケーション支援を受ける必要がなくなったと認めるとき。
 - (2) 支給決定障害者が、第2条に規定する支援対象者でなくなったとき。
 - (3) 支給決定障害者が、適正でない利用をしていると認めるとき。
 - (4) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消した場合には、「西宮市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業支給決定取消通知書」（様式第6号）により申請者に通知しなければならない。

（支援を実施する者）

第9条 コミュニケーション支援を実施する事業者（以下「支援事業者」という。）は、指定障害福祉サービス事業者（法第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者をいう。）であって、現に重度訪問介護又は居宅介護の指定を受けている者でなければならない。

（支援事業者の責務）

第10条 支援事業者は、支給決定障害者と利用契約を締結するときは、あらかじめ、コミュニケーション支援を行う事業所の運営規程の概要・従業員の勤務体制・事故発生時の対応・苦情解決の体制等の重要事項について、相手方の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、文書を交付して説明を行わなければならない。

2 前項の規定は、支給決定を受けた者と利用契約を変更する場合に準用する。

（給付の内容）

第11条 市長は、支援事業者が利用契約を締結した支給決定障害者に対しコミュニケーション支援を行ったときは、支給決定障害者から受領委任を受けた支援事業者からの請求に基づき、西宮市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業給付費（以下「コミュニケーション支援事業給付費」という。）として支給するものとする。

2 コミュニケーション支援事業給付費は、1時間あたり1,500円とする。

（請求、給付費の支払い）

第12条 コミュニケーション支援事業給付費の支払い方法については、支援事業者への受領委任払いとし、「西宮市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業給付費請求書」（様式第7号）に「西宮市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業実績記録票」（様式第8号）の写しを添えて、利用のあった月の翌月10日までに請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があった場合には、審査の上、請求のあった翌月末までにコミュニケーション支援事業給付費を支給する。

（調査及び指導監査）

第13条 市長は、コミュニケーション事業給付費の支給に関して必要があると認めるときは、支給決定障害者・支援事業者又はその従業員その他本事業に携わる者に対し、文書その他の物件の提出を求め、本市の職員に質問若しくは照会をさせることができる

2 支給決定障害者及び支援事業者は、前項の規定に基づき市長が行う調査並びに指導監査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 前項の調査又は指導監査を行うときは、本市の職員は身分証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(不正利得)

第14条 市長は、偽りその他不正の手段によりコミュニケーション事業給付費の支給を受けた者がいるとき、その者に支給額の全額又は一部の額の返還を命ずることができる。

(補則)

第15条 この要綱に規定するもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和4年10月1日より実施する。